

ケアプランセンターたんぽぽを利用されるみな様へ

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 光摂会
代表者氏名	理事長 渡辺達雄
本社所在地 (連絡先)	摂津市香露園 34 番 2 号 電話 06-6382-0210

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターたんぼぼ
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 2773701657
事業所所在地	摂津市正雀 2 丁目 13-31 永和ハイツフローラ 1 階
連絡先 相談担当者名	TEL06-4860-7600 FAX06-4860-7601 ケアプランセンターたんぼぼ
事業所の通常の 事業実施地域	摂津市・吹田市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者又はその家族の相談に応じ、その意向を基に居宅サービス又は、施設サービス等を適切に利用できるよう、利用者と共に介護計画を作成し、他の事業者との連絡調整を行う等の便宜の提供を行う。
運営方針	利用者の立場に立ち、その意思及び人権を尊重し、利用者の可能な限り自宅において自立した生活を営めるよう、総合的なプラン作成を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00 上記の営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能です。
但し	国民の祝日、12 月 30 日～1 月 3 日は休日

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	伊地知 小夜子
---------	---------

職 種	職 務 内 容	人員数
介護支援専門員	ケアマネジメント	8名
内主任介護支援専門員	ケアマネジメント・指導	3名
事務職員	事 務	1名

3 居宅介護支援（Ⅱ）の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	介護保険適用有無	一ヶ月あたりの基本料金
① アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。	左の①～⑧の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	・ 要介護 1, 2 (50件未満) 1086 単位
② サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。		・ 要介護 3, 4, 5 (50件未満) 1411 単位
③ ケアプラン作成	介護サービスを利用するためのケアプランを作成します。		【加算】 ・ 特定事業所加算Ⅱ 421 単位
④ サービス担当者会議	介護サービス事業者が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。		・ 初回加算 300 単位
⑤ モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。		・ 入院時情報連携加算 Ⅰ 250 単位/月 Ⅱ 200 単位/月
⑥ 給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険連合会に提出します。		・ 退院・退所加算 450 単位、600 単位 750 単位、900 単位
⑦ 要介護（支援）認定申請に関わる援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。		・ ターミナルケアマネジメント加算 400 単位
⑧ 相談業務	利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等の入所を希望した場合等、状況に応じた情報を提供し相談に応じます。		・ 通院時情報連携加算 50 単位
			・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位
			【減算】 ・ 運営基準減算 所定単位の 50% ・ 特定事業所集中減算 200 単位/月

4 その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

5 その他の費用の請求および支払い方法について

①その他の費用の請求	<p>ア その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。（業務遂行上必要な交通費等）</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日までに利用者あてお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。（介護保険適用の場合は利用料のお支払いはありません）</p>
② その他の費用の支払い	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度、お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み</p> <p>（イ）現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※ その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

6 利用者の居宅への訪問頻度のめやす(モニタリング：状況把握のため)

利用者の要介護(支援)認定有効期間中、概ね月1回程度

※上記記載の回数以外に、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められ利用者の承諾を得た場合は、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

7 テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施(要件を満たす場合)

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月に1回は利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を記録する必要があります。

テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合でも、利用者の状況に変化が認められた場合は、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。これらの条件を守りながら、テレビ電話を活用したモニタリングを行うことで、適切な運営ができ、報酬の返還等のリスクを回避できます。

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説 明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定しており、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合を含む)を前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要である為、介護支援専門員との日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れない為、利用者の心理的不安が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

8 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 救急車への同乗・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援・ 家事の代行業務・ 直接の身体介護・ 金銭管理
-----------------	--

9 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当介護支援専門員の及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

利用者が医療系サービスを希望する場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。ただし、この医師等に居宅サービス計画書を交付します。

10 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅サービス計画作成に当たって、利用者は複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。又、居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。

居宅サービス開始に際し、前6ヶ月間に作成された居宅計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の割合は別紙のとおりです。

11 虐待防止に関する事項

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する責任者

伊地知 小夜子

- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は要介護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	伊地知 小夜子
--------------	---------

1 4 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5 金品の收受禁止に関する事項

事業所、居宅支援専門員は利用者や家族、サービス事業所から金品の收受はいたしません。

1 6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 7 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保保険ジャパン株式会社
保険名	ウォームハート

18 介護支援業務に関する相談、苦情について

事業者は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

【苦情処理の体制及び手順】

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行いません。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行いません。

【事業者の窓口】 ケアプランセンターたんぽぽ 担当 伊地知 小夜子	所在地 摂津市正雀2丁目13-31 永和ハイツフローラ1階 電話番号 06-4860-7600 FAX番号 06-4860-7601 受付時間 09:00~17:00
【市町村の窓口】 摂津市役所 高齢介護課 吹田市役所 介護保険課	所在地 摂津市三島1-1-1 電話番号 06-6383-1111 FAX番号 06-6383-9031 受付時間 09:00~17:00 所在地 吹田市泉町1-30-40 電話番号 06-6384-1231 FAX番号 06-6337-1631 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町1-3-8 電話番号 06-6949-5446 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 09:00~17:00

19 緊急時の対応

介護支援専門員は概ね月1回、利用者の居宅を訪問いたしますが、**急な事態発生の場合、至急のご相談がありましたら下記へご連絡ください。**

TEL 06-4860-7600

休日・夜間の場合は070-5650-9066へ転送され24時間連絡可能です。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

(平成 11 年厚生省令第 38 号) 第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	摂津市正雀 2 丁目 13-31 永和ハイツフローラ 1 階
	法人名	社会福祉法人 光摂会
	代表者名	理事長 渡辺 達雄
	事業所名	ケアプランセンターたんぽぽ
	説明者氏名	

以上、内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 利用者との 続柄 ()	住所	
	氏名	